

産業廃棄物処理施設軽微等変更届出書審査表（中間処理施設・最終処分場）

申請者（ ） 施設の種類（ ） 設置者の区分 [1 排出事業者 2 処理業者]

1 施設の廃止若しくは休止

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理施設軽微等変更届出書（法第15条の2の6第3項）			様式が正しいこと。（省令様式第23号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第1号）			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。行政書士による代理届出の場合は併記。
施設の設置の場所（第2号）			許可証のとおり記入。
施設の種類（第3号）			許可証のとおり記入。
許可の年月日及び許可番号（第4号）			許可証のとおり記入。
廃止若しくは休止又は再開の理由（第6号イ）			廃止・休止・再開のいずれかを選択理由も記入されていること
廃止若しくは休止又は再開の年月日（第6号ロ）			廃止若しくは休止又は再開した年月日を記載

【添付書類】

事項	添付	審査	審査内容
① 許可証の原本			施設の廃止の場合

2 氏名又は名称の変更

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理施設軽微等変更届出書（法第15条の2の6第3項）			様式が正しいこと。（省令様式第23号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第1号）			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。行政書士による代理届出の場合は併記。
施設の設置の場所（第2号）			許可証のとおり記入。
施設の種類（第3号）			許可証のとおり記入。
許可の年月日及び許可番号（第4号）			許可証のとおり記入。
軽微な変更（第5号）			変更内容を記入。
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更（第5号）			①、②と照合。

【添付書類】（省令第12条の10の2第2項第1号）

事項	添付	審査	審査内容
① 法人の場合、定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書			定款又は寄附行為
			登記事項証明書
			内容が届出時点で最新のものであること（必要に応じて現行と相違ない旨の申立書と日付）。産廃の処分業が目的欄から読み取れること。
② 個人の場合、住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）

留意事項

- ：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
- ：法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする（省令第21条第1項）。

3 産業廃棄物処理施設に係る変更（許可を要しない軽微な変更及び届出を要する変更）

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（法第15条の2の6第3項）			様式が正しいこと。（省令様式第23号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第1号）			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。行政書士による代理届出の場合は併記。
施設の設置の場所（第2号）			許可証のとおり記入。
施設の種類（第3号）			許可証のとおり記入。
許可の年月日及び許可番号（第4号）			許可証のとおり記入。
軽微な変更（第5号）			変更内容を記載。
規則第12条の10に掲げる事項の変更（同条第6号関係を除く。）			変更内容を記入。

【添付書類】（省令第12条の10の2第2項第2号及び第3号）

事項	添付	審査	審査内容
① 施設の構造を明らかにする設計計算書			主要な施設のカタログ
			主要な施設の仕様書
			主要な施設の処理能力の計算書
			構造耐力上安全であることを証する書類（必要に応じて）
			中間処理施設の場合… 排ガス、排水処理施設、その他必要な計算書等
			最終処分場の場合… 雨量計算書、排水施設設計計算書、地積測量図、面積計算書、容積計算書、擁壁等の安定計算書、その他必要な計算書等
② 変更後の施設の位置、構造等の設置に関する計画を記載した書類			変更に係る内容が確認できるように記載すること。
③ 変更後の施設の維持管理に関する計画を記載した書類			変更に係る内容が確認できるように記載すること。

**4 法定代理人、役員、5%以上の株式を有する株主又は5%以上の出資をしている者若しくは使用人の変更**

事項	添付	審査	審査内容
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書（法第15条の2の6第3項）			様式が正しいこと。（省令様式第23号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第1号）			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
施設の設置の場所（第2号）			許可証のとおり記入。
施設の種類（第3号）			許可証のとおり記入。
許可の年月日及び許可番号（第4号）			許可証のとおり記入。
規則第12条の10第6号に掲げる事項			変更内容を記載。

**【添付書類】（省令第12条の10の2第2項第4号）**

事項	添付	審査	審査内容
① 法人の場合、登記事項証明書			役員変更の場合に添付。 （ただし、株主の変更のみの場合は不要。）
② 未成年者の場合、その法定代理人が、個人であるときは住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人であるときは登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
			法人の場合…登記事項証明書
③ 法人の場合、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			役員の住民票の写し
			役員の登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
④ 法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には登記事項証明書）			該当する株主又は出資者が個人の場合…住民票の写し
			該当する株主又は出資者が個人の場合…登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
			該当する株主又は出資者が法人の場合…登記事項証明書
⑤ 令第6条の10に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）

**留意事項**

- ：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
- ：法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日から3か月以内に発行されたものを添付すること。
- ：有印文書の複写を添付するとき（契約書、講習会修了証、土地登記書類、住民票等）は原本対照を行うこと。
- ：誓約書の提出は不要。
- ：同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする（省令第21条第1項）。

※取締役から代表取締役へ就任した場合にも届出を行うこと。この場合添付書類は、登記事項証明書のみとする。

株主から役員へ就任、役員から株主に就任及び役員を辞任後使用人に就任した場合にも同様とする。

※株主の構成は変わらないが、株式保有割合を変更した場合には、届出は不要とする。

※相続の協議が整わない等の理由により、変更後の株式保有割合が確定しない場合には、確定している分について変更届出を提出すること。その際、確定し次第変更届出を行う旨の申立書を添付すること。

役員が確定しない場合にも同様とする。

※新たに役員・株主等となった場合には、その者についての欠格照会を実施する。